

一般社団法人岩手県産業資源循環協会
会長 濱田 博 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 1 月 23 日付け資循第 381 号により通知したところですが、令和 2 年 1 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局長通知（環循適発第 20013010 号、環循規発第 20013027 号）により、廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について通知がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルスが流行した場合においても、生活に不可欠なサービスである廃棄物処理事業を安全かつ安定的に継続する必要があることから、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成 21 年 3 月 環境省）」に準拠し、下記のとおり、感染防止対策や発生時対策等について、貴会員への周知等についてよろしく申し上げます。

なお、公益社団法人全国産業資源循環連合会には別添のとおり通されていることを申し添えます。

記

1 主な感染防止対策

- ・ 個人防護具（手袋、マスク等）、肌の露出の少ない作業具（長袖、長ズボン）を着用する。
- ・ 手洗い、うがいを実施する。
- ・ 施設等の定期的な清掃及び消毒を実施する。
- ・ 体調管理を徹底する。

2 発生時の主な対策

（1）医療機関における対策

- ・ 必要に応じ、新たな廃棄物保管場所を確保する。
- ・ 廃棄物量が増えることを想定し、他事業者とも協議する。
- ・ 廃棄物保管容器、ゴミ袋等を確保する（備蓄量を増やす）。

（2）感染性廃棄物処理業者における対策

- ・ 医療機関からの感染性廃棄物処理を優先させることを検討する。
- ・ あらかじめ、医療機関と感染性廃棄物の処理の確保について協議しておく（通常と異なる取扱い、医療機関での保管能力、保管容器の密閉対策、引渡し時の感染防止等）。

【担当】 廃棄物対策担当 主査 松本

住所 盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5366

環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号・環循規発第 2001223 号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴職におかれても指導監督始め必要な措置の実施に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参考

- 「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html